

## 伊丹市 PR 動画作成事業及びインターネットを活用した広告事業委託業務仕様書

### 1 目的

引っ越し検討者で近隣市に居住している主に20代～30代の子育て層をターゲットに、本市の魅力を発信するために、動画作成とリスティング広告（Google）と SNS 広告（LINE）を活用し本市シティプロモーションサイト「未来へつなぐまち伊丹」への誘引を図ることを目的とする。

### 2 委託期間

契約締結日～令和5年3月31日まで

### 3 本事業のターゲット

阪神間、大阪府下の近隣市居住の主に20代～30代の子育て層

### 4 業務内容

#### (1) 動画作成

##### 【動画内容】

- ①本市の魅力を紹介する動画作成（10分～15分程度）【作成本数1本】
  - ・下記②で撮影・編集した動画を1本にまとめ、10～15分の動画を作成すること。
- ②撮影スポットごとに編集（1分程度）【作成本数10本】
  - ・ランディングページサイト「子育てするなら伊丹」、「安全・安心・便利なまち伊丹」に紹介している各5カ所にちなんだ動画を作成すること。
- ③撮影スポットごとにショート版に編集（15秒程度）【作成本数10本】
  - ・②で作成した動画を再編集し、15秒のショート版の動画を作成すること。

##### 【撮影時期】

令和4年7月22日～8月中旬

##### 【動画の納品について】

動画の撮影が終了次第、委託業者において編集したデータ（mp4形式）を8月下旬までに本市へ納品すること。

#### (2) ランディングページ（※）の編集

(1) で作成した動画を基に、(1) ③で作成したショート版の動画をランディングページに掲出するなど同ページの改修を行うこと。

※ランディングページについては、既存のページ（「子育てするなら伊丹」、「安全・安心・便利なまち伊丹」）とする。

### 【ランディングページ改修時期】

令和4年9月中旬まで

### (3) リスティング広告 (Google)・SNS 広告 (LINE) の実施

本広告を実施する際には(2)の作業完了後、リスティング広告 (Google)・SNS 広告 (LINE) それぞれの広告を実施すること。また本広告はランディングページを經由して本市シティプロモーションサイト「未来へつなぐまち伊丹」への誘引を図ることを目指すこと。

広告の配信にあたってはKPIとしてランディングページ閲覧数を合計 (リスティング広告: 4,500回、SNS 広告: 26,000回) ランディングページからシティプロモーションサイト「未来へつなぐまち伊丹」へのCV数を (リスティング広告: 30%、SNS 広告: 5%) を目指すものとして、発注者と協議のうえ、最適な情報発信の手法を工夫しながら実施するものとする。

広告の実施に用いるランディングページは現在市が活用している「子育てするなら伊丹」「安全・安心・便利なまち伊丹」を使用し、KPI達成のために向けてスケジュールも併せて提案すること。

※R2実績	予算	実施期間	PV数 (LP)	CV数
リスティング広告 (Google)	700,000	12/7-3/21	3,925	27.85%
SNS 広告 (LINE)	950,000	12/24-2/17	30,794	4.61%

※リスティング広告は顕在層、SNS 広告は潜在層をターゲットとする

### 【リスティング広告時期 (予定)】

令和4年9月中旬、10月、11月、12月

## 5 効果測定

### (1) 月次報告

広告を実施した月の翌月10日までにアクセス解析ソフト等を用いてランディングページへのアクセス状況やクリック数等の状況をまとめて報告すること。

また、その際に広告の内容や掲出時期、手法について改善点等について報告し適宜最適な方法で実施すること。

なお、分析に当たっては必要に応じてシティプロモーションサイト「未来へつなぐまち伊丹」における市のGoogleアナリティクスの情報を受託者に提供する。

### (2) 最終報告

広告配信開始日から終了日までの広告の実施状況等や効果測定について、発注者に報告すること。

## 6 業務完了報告

受託者は、前項の効果検証と今後の効果的な情報発信に関する提案をとりまとめ令和5年3月31日までに業務完了報告書（任意様式）として提出すること。また、Google 広告及びリスティング広告に掛かった広告経費についても報告すること。

## 7 支払いについて

支払いについては、業務完了払いとする。

## 8 留意事項

- (1) 制作する広告等の著作権及び著作権は発注者に帰属する。また受託者は著作者人格権を行使しないこととする。ランディングページについては HTML や画像データ等を DVD-R 等に電子データで納品し、翌年度以降も本市が活用できるようにすること。
- (2) その他印刷物などから映像、写真、イラスト等を利用する場合には、著作権や著作権の侵害などの問題が生じることのないよう受託者において必要な手続きをとること。
- (3) 発注者が、制作した広告物の画像等をホームページやパンフレット等印刷物及び広告等に使用する場合、追加負担なく使用できるものとする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、その都度、発注者と受託者との協議により決定すること。